

## 鶴賀電機株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年2月1日～令和7年3月31日まで

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定後の実施状況の確認

<対策>

- ノー残業デーを設定後の各部署の実施状況の確認
- 実施状況によって、実施できていない部署ある場合、再度周知する。
- 実施できていない部署への対応として原因の究明と対策の検討を行う。

目標2：全社員（有期契約社員を含む）の年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間5日以上にする。

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を毎月集計し、管理職社員に公開、全社員に周知
- 部署内で容易に取得できるような環境の整備

目標3：全社員（有期契約社員を含む）の所定外労働時間を一人当たり月40時間未満とする。

<対策>

- 所定外労働時間の管理
- 40時間を超えないよう社員に周知